平成24年８月14日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（退会）

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事⑸第19898号	株式会社プライム・コーポレイション

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
平成24年７月４日	東京都知事⑶第29876号	株式会社ＵＣＳ（U-Finance)(株式会社ＵＣＳ）
平成24年８月１日	関東財務局長⑽第00011号	ヤマトクレジットファイナンス株式会社（ファインクレジット株式会社）
平成24年８月13日	沖縄県知事⑶第04009号	オールスター（リュウシンコーポレーション）

平成24年９月11日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
徳島県知事⑽第00091号	日商
愛知県知事⑽第00343号	名古屋不動産信用保証株式会社
東京都知事⑵第30506号	朝日ビジネスサービス株式会社
愛知県知事⑵第04187号	株式会社中部信販

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、千葉労働局の関係労働者を代表する者高堰直光の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 24 年 10 月４日

厚生労働大臣　三井　辨雄

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、千葉労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成24年10月16日

４　推薦書及び添付書類提出先　千葉労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

㈱１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

資　　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十月１日（月）

○１般案件

１´基本方針（決定)(内閣官房)

公　　告

諸　事　項

工場財団

山口県下関市本町三丁目１番１号**山口合同ガス株式会社**の工場財団に山口県下関市本町三丁目１番１、１番２、１番３、29番８、472番１山口合同ガス株式会社下関工場、山口県防府市大字浜方字大浜二の枡473番２山口合同ガス株式会社防府供給所、山口県周南市大字徳山字久米ヶ後355番４、同所字久米ヶ岡425番13山口合同ガス株式会社周南供給所、山口県周南市大字栗屋茅崩124番、125番山口合同ガス株式会社旧大華工場、山口県周南市小川屋町4979番２山口合同ガス株式会社新南陽供給所、山口県山口市大字大内御堀字中村1705番山口合同ガス株式会社山口供給所、山口県山陽小野田市大字小野田字末広7525番32山口合同ガス株式会社新小野田工場、山口県柳井市柳井字宮本塩浜1578番12、同所同字1574番45、同所同字1574番56山口合同ガス株式会社柳井工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成 24 年 10 月４日

山口地方法務局下関支局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成24年９月19日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 24 年 10 月４日

福岡法務局長　田村　隆平

記

氏名　原田　大輔

所属する司法書士会　福岡県司法書士会

登録番号　福岡第879号

事務所の所在地　北九州市若松区本町一丁目12番８号

違反行為　職務上請求書の不正使用

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第１号の規定に基づき、平成24年９月19日に戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成 24 年 10 月４日

福岡法務局長　田村　隆平

記

氏名　米山　　徹

所属する土地家屋調査士会　福岡県土地家屋調査士会

登録番号　福岡第1913号

事務所の所在地　北九州市若松区塩屋三丁目15番17号

違反行為　受託事件の放置及び虚偽の報告

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月４日

東北地方整備局長　徳山日出男

１　処分をした年月日　平成24年９月10日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　文化設備工業株式会社　川津　博彰　福島県福島市野田町５－５－６　国土交通大臣（般―21）第2873号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成24年８月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。